

桶川市本庁舎カフェスペース運営業務 公募型プロポーザル実施方針

令和7年1月

桶川市 福祉部 障害福祉課

目次

第1章	総則	3
第1号	業務名称	3
第2号	業務の目的	3
第3号	実施主体	3
第4号	使用許可	3
第5号	履行期間	3
第6号	業務内容	3
第7号	選定方式	3
第8号	全体スケジュール	4
第2章	提案手続き	5
第9号	質問書の提出	5
第10号	物件の見学	5
第11号	参加表明書の提出	5
第12号	資格確認等	6
第13号	提出書類等	6
第14号	担当窓口（提出先）	7
第3章	選考方法及び評価基準	8
第15号	企画提案書の選考方法	8
第16号	評価基準等	9
第4章	提案者の資格等	10
第17号	提案者の資格要件その他注意事項等	10
第18号	提案者の失格	10
第19号	著作権等	11

第1章 総則

第1号 業務名称

桶川市本庁舎カフェスペース運営業務

第2号 業務の目的

(1) 桶川市第六次総合計画で掲げる将来像、「学び豊かな 笑顔あふれる 幸せ未来都市 おけがわ」の実現を目指すための施策の一つである「障害者（児）支援の充実」の推進と、第6次桶川市障害者計画・第7期桶川市障害福祉計画において取り組むべきテーマとしている障害者の「雇用・就労の促進」に基づいた、障害者の就労支援や自立支援を図る。

(2) 様々な商品を数多く取り揃え、魅力的な店舗を運営し、市役所へ来庁する市民等の利便性の向上や職員の福利厚生の実現を図る。

第3号 実施主体

桶川市

第4号 使用許可

公募型プロポーザル方式によって選定した事業者への行政財産使用許可

第5号 運営期間

行政財産使用許可日から令和12年3月31日

第6号 業務内容及び条件

別紙「桶川市本庁舎カフェスペース運営条件」のとおり

第7号 選定方式

公募型プロポーザル方式により企画提案書の提出を求め、桶川市本庁舎カフェスペース運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による選考を経て運営事業者を選定する。

第8号 全体スケジュール

本業務は次表のとおり実施する。

項目	日程
実施方針公表	令和7年1月14日(火)
質問書の提出期間	令和7年1月21日(火) 17時15分まで
質問書に対する回答期日	令和7年1月24日(金)
物件の見学期間	令和7年1月21日(火) 17時15分まで
参加表明書の提出期限	令和7年1月31日(金) 17時15分まで
参加資格結果通知 (提案書提出依頼)	令和7年2月7日(金)
企画提案書の提出期間	令和7年2月14日(金) 17時15分まで
プレゼンテーション	令和7年2月25日(火)
特定結果通知 (優先交渉権者)	令和7年3月14日(金)
営業開始	市との協議による

第2章 提案手続き

第9号 質問書の提出

- (1) 本業務における企画提案の内容等について、質問等がある場合は、次の提出書類を期間内に提出するものとする。

〈提出書類〉 質問書【様式第1号（第6条関係）】

〈提出期間〉 令和7年1月21日（火）17時15分

（持参の場合、土、日、祝日を除く。）

〈提出先〉 第14号と同じ。

〈提出方法〉 電子メール、持参または郵送（期限までに到着するように発送すること。消印有効ではありません。）

- (2) (1)に基づく質問書の提出があった場合は、次の期日までに、質問及び回答の内容を、本市HPにて公表する。

〈公表期日〉 令和7年1月24日（金）

〈公表方法〉 本市ホームページ

第10号 物件の見学

桶川市役所本庁舎1階のカフェスペースの見学を希望する者は、事前に連絡した上で物件の見学をすることができる。

〈見学期間〉 令和7年1月14日（火）～21日（火）

〈申込方法〉 障害福祉課へ事前連絡の上、日程を調整すること。

第11号 参加表明書の提出

企画提案を行おうとする者は、次の提出書類を期限までに提出するものとする。

〈提出書類〉 プロポーザル参加表明書【様式第3号（第7条関係）】

参加資格を有することを証する書類

〈提出期限〉 令和7年1月31日（金）午後5時15分まで

〈提出先〉 第14号と同じ

〈提出方法〉 電子メール、持参又は郵送（期限までに到着するように発送すること。消印有効ではありません。）

第12号 資格確認等

- (1) 前号の参加表明があった場合、第17号に定める資格について確認し、その結果を次の期日に参加表明書を提出したものに通知する。

〈通知期日〉令和7年2月7日（金）

〈通知方法〉電子メール（受信等の確認を行う。）又は郵送

- (2) (1) の通知により、資格の確認により適合した者は、次の期限内に本業務における企画提案書を提出することができる。

〈提出書類〉第13号による。

〈提出期間〉令和7年2月14日（金）まで（持参の場合、土、日を除く。）

〈提出時間〉午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで

〈提出先〉第14号と同じ

〈提出方法〉持参又は郵送（期限までに到着するように発送すること。消印有効ではありません。）

第13号 提出書類等

企画提案に必要となる提出書類は次のとおりとする。

書面は片面刷りの上、様式番号順に編綴（左止め）し、期限内に提出すること。

提出部数は、正本1部、副本10部とし、副本は社名及びロゴ等、提案者が特定される事項は空欄又は墨入れ表記（■）とする。

- (1) 企画提案書

次表に掲げる所定の様式に必要事項を記載し提出すること。

記載に当たっては、次表のほか様式中に記載してある注意事項に従って記入すること。

提出書類名称	様式番号
企画提案書表紙	様式第6号（第10条関係）
提案者概要書 （会社概要書）	様式第7号（第10条関係）
業務実施体制書	様式第8号（第10条関係）
暴力団排除に係る誓約書	様式第9号（第10条関係）

- (2) 提案に当たり留意する事項

- ① 本業務に関する基本的な考え方、具体的な取組方法及び重要となる点等について記載すること。
- ② 「桶川市本庁舎カフェスペース運営条件」に基づいた独自の提案を記載する。なお、業務実施フロー、スケジュールは必ず記載するものとする。また、市と運営

事業者の役割分担についても併せて記載すること。

- ③ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。
- ④ 運営事業者選定後、提出された企画提案の内容を踏まえ、市との協議により事業の詳細を決定するものとする。
- ⑤ 企画提案書の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- ⑥ 実施計画書及び企画提案書の記述は、フォントサイズ10.5ポイント以上とし、図表での表現も可とする。

第14号 担当窓口（提出先）

本業務における担当窓口及び企画提案書等の提出先は、次のとおりとする。

〈提出先〉 桶川市 福祉部 障害福祉課

〈住所〉 〒363-8501 桶川市泉一丁目3番28号

〈電話〉 048-788-4935

〈FAX〉 048-786-5882

〈業務時間〉 午前8時半から正午まで、午後1時から午後5時15分まで

〈E-mail〉 shogaifukushi@city.okegawa.lg.jp

〈担当者〉 小林、岩田、岸本

第3章 選考方法及び評価基準

第15号 企画提案書の選考方法

(1) プレゼンテーション

提案者によるプレゼンテーションを実施する。

実施内容等の詳細は、提案書に通知する。

〈日程〉令和7年2月25日(火)

〈会場〉桶川市役所

〈所要時間〉30分(15分、質疑応答15分)

〈出席者数〉提案者につき3名までとする。

〈発表者〉原則として本業務に携わる管理者又は担当者とする。

〈その他〉企画提案内容に捕捉の説明が必要な場合は、パソコン(パワーポイント等)の使用を認める。ただし、映写スライド内に提案者を特定できる情報(社名及びロゴ等)を挿入しないよう注意すること。また、スライドはタイトルを含め10枚までとし、使用するスライドは印刷したものを当日10部提出すること。※プレゼンテーションで使用する機材等は全て業者持参とする。

(2) 企画提案書の審査及び結果

- ① 企画提案書の審査は、評価基準に基づく評価により選定委員会が実施する。
- ② 評価基準に基づき選定委員会が評価点を算出し、最も高い評価合計点を獲得した提案者を優先交渉権者とし、あわせて、評価合計点の順位に基づき次点者を特定する。
- ③ 最も高い評価合計点の提案者が複数ある場合は、選定委員会の協議により候補者の順位付けを行うものとする。ただし、最も高い評価点が150点未満の場合は、優先交渉権者に特定せず、対象者なしとする。
- ④ 提案者が1社の場合は、評価点が150点以上であり、かつ、選定委員会の協議により総合的に評価の高い提案を行ったとすれば、運営事業者として特定する。
- ⑤ 審査結果は、すべての提案者に対して個別に通知する。

第16号 評価基準等

- (1) 評価基準及び配点は、次表のとおりとする。評価は審査委員審査による評価点を基に行う。審査委員審査による評価点は、審査委員1人あたり50点満点、合計250点満点とする。

審査委員審査に係る評価項目及び評価の視点

評価項目（配点）	評価の視点
1 実施方針・計画 （15点）	・事業目的の達成 ・障害福祉、地域課題への理解度 ・実施手法の的確性
2 障害者支援 （20点）	・就労支援の効果的な実施 ・障害者への理解と支援体制 ・障害者の人数、勤務条件 ・他の法人や事業所との連携
3 魅力、利便性 （10点）	・取扱商品、サービス ・レイアウト、景観
4 プレゼン内容 （5点）	・プレゼンの内容や手法

(2) 特定後の流れ

- ① 優先交渉権者は、運営業務の仕様内容について企画提案書を基に本市と協議し、提案事項を反映した業務仕様の内容を決定する。その後、行政財産使用許可を申請する。
- ② 前①の協議が不調となった場合は、次点者を優先交渉権者とし、同様に本市と協議を行うものとする。

第4章 提案者の資格等

第17号 提案者の資格要件その他注意事項等

- (1) 提案者の資格要件は、次のとおりとする。
 - ① 桶川市内で障害福祉サービス事業所を運営する法人格を持つ者であること
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者に該当していないこと。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ④ 公募開始日から行政財産使用許可までの期間に、桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - ⑤ 公募開始日から行政財産使用許可までの期間に、桶川市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 法人税及び消費税、または所得税及び消費税の滞納がないこと。
- (2) その他一般注意事項
 - ① 提案書及び見積書の作成並びにプレゼンテーション実施の際の費用は、提出者の負担とする。
 - ② 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、当該プロポーザルへの参加停止措置を行うことがある。
 - ③ 提出期限を過ぎた問い合わせや提出書類の追加・修正には応じない。
 - ④ 提出された提案書は、返却しないものとする。また、提出された提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。

第18号 提案者の失格

提案者又は提案者が提出した企画提案書等の内容が次のいずれかに該当する場合は当該提案者を失格とする。

- (1) 実施方針等に示された条件に適合しない場合
- (2) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合又は記載すべき事項以外の内容若しくは虚偽の内容が記載されている場合
- (3) 提案者による審査の公平を害する行為や信義に反する行為があった場合

- (4) 提案者が桶川市設計業務等委託契約約款（平成23年桶川市告示第194号）第44条第10号アからキまでのいずれかに該当した場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると市長が認めた場合

第19号 著作権等

著作権等の扱いは、次のとおりとする。

- (1) 提出された企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、市が必要と認める場合に、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。
- (2) 本市は、提出された企画提案書等について、桶川市情報公開条例（平成13年桶川市条例第13号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、非公開となる場合がある。